

資料 1

提供年月日	平成 26 年 7 月 23 日
担当部課	野洲市市民部市民活動支援センター
担当者	山田
連絡先電話番号	077-518-0556、内線 930300

市民活動情報紙「つながり」でのイラスト使用に係るその後の経過について

1. 経過

■ 7月10日

全員協議会において、市民活動情報紙「つながり」におけるイラスト使用料請求について、経過説明及び今後の対応について協議願ひ、市の方針について了承願ひ。

■ 7月10日

全員協議会資料を記者クラブへ設置。

■ 7月11日～14日

報道機関より全員協議会資料での取材の申し出があり、対応を行う。

■ 7月14日

市からイラスト貸出専門業者である株式会社アートバンク（以下「アートバンク」）に対し文書にて請求根拠等の資料について再度の回答を申し入れる。

■ 7月15日

京都新聞（朝刊）に記事が掲載される。

■ 7月16日

朝日新聞、中日新聞、産経新聞に記事が掲載される。

■ 7月16日

滋賀県市長会で本件についての情報提供を行い、各市へ注意喚起を促した。

2. 記事内容について

- 今回の事案は、取材により事案が判明したものではなく、市が自ら全員協議会に公表したことで新聞報道がされたものです。
- 7月15日の京都新聞掲載記事の経緯については、全員協議会資料を基に記者から市に取材の申し入れがあり、その中で使用イラストの提供について依頼がありました。しかし、市では提供できないため、アートバンクに市から記者の申し入れについて伝えたところ、アートバンクが取材を了承され、新聞記者がアートバンクへ直接取材されたものです。
- 報道機関に対しては、市から7月全員協議会資料以外の資料提供は行っていません。
- 当時の担当職員は、画像検索したイラストにコピー防止の措置がなく、すぐに有料と分かる表示がなかったため無料と思って使用したものであり、故意や悪意はありませんでした。有料と分かれば決して使用することはありませんでした。

3. 今後の対応について

市は、アートバンクとの間にイラスト使用についての契約がないので、請求の根拠が使用料であれば支払う立場にはありません。よってアートバンクに対しては、支払いの原資は税金であり所定の手続きを踏む必要があるため、法的な請求根拠等について提示いただくよう重ねて申し入れをしており、引き続き誠意をもって対応を進めます。